

「認定カウンセラー」資格認定細則

最近改定：2009年3月2日

第1条 日本カウンセリング学会（以下、“本学会”と略記）「認定カウンセラー制度規則」第2条の規定による資格認定および認定の手続きは本細則の定めるところによる。

第2条 認定を申請するための条件は第1項から第3項のいずれかを満たすこととする。
なお、第1方式については、2010年度をもって廃止とする。

1. 認定申請条件1（第1方式）

- (1) 本学会に正会員、名誉会員、推薦会員として引き続き2年以上在会し、会員としての義務を果し、会員たるにふさわしい者
- (2) 次の5条件を満たす者
 - ① 学会発表：2回以上の学会発表、内1回は本学会での発表とする。
 - ② 研修会等への参加：本学会主催の研修会・研究会・講習会に、合計15時間以上参加していること。
 - ③ グループ体験：グループ体験（SGEなど）への合計15時間以上の参加
 - ④ カウンセリングに関する印刷物：学会機関誌、研究紀要・報告書などへの、2編以上の執筆。
 - ⑤ スーパービジョン：①～④終了後、事務局に申請し、3回のスーパービジョンを受けること、ただし大学院の単位としてスーパービジョンに相当する科目を履修した者は免除される。

2. 認定申請条件2（第2方式）

- (1) 本学会に正会員、名誉会員、推薦会員として引き続き2年以上、あるいはカウンセリング関係の修士課程在学者ならびに修了者にあつては1年以上在会し、会員としての義務を果し、会員たるにふさわしい者
- (2) 本学会「認定カウンセラー養成カリキュラム（改定版）」（付 則）の研修基準に基づいて合計210時間以上学習していること。

3. 認定申請条件3（第3方式）

- (1) 本学会の会員で、大学または短大の専任教員として、5年以上にわたりカウンセリング関係の授業を担当し、かつカウンセリング実践にかかわる業績が顕著であつて、人格識見ともに優れている者
- (2) 本学会の会員で、大学・短大以外の諸機関において、5年以上にわたりカウンセラー養

成やカウンセリングの実践に携わっており業績が顕著であって、人格識見ともに優れている者

(3)本学会の会員で、相談機関のカウンセラー（相談員）として、週4日以上、5年間以上勤務しており、人格識見ともに優れている者

例) 教育センター相談員、児童相談所心理判定員、学生相談室カウンセラー、カウンセリングセンターカウンセラー等

第3条 認定カウンセラーの資格審査は次の通りとする。

1. 認定申請条件1（第1方式）

本人からの申請により、書類審査および面接試験（1人：30分間）を行う。

2. 認定申請条件2（第2方式）

本人からの申請により、書類審査、筆記試験、技能試験(口述試験)を行う。なお、「認定カウンセラー」資格認定大学院修了予定者は、筆記試験、技能試験（口述試験）を免除し、書類審査並びに面接試験を行う。

3. 認定申請条件3（第3方式）

認定スーパーバイザーからの推薦に基づき、原則的に書類審査・面接試験を行う。

第4条 資格認定の手続きは、次に定めるところによる。

1. 本学会「認定カウンセラー制度規則」に基づく資格認定を受けようとする者は、審査料を添えて所定の申請書類を資格認定委員会に提出しなければならない。ただし、第3方式による認定を申請する場合には、「認定カウンセラー推薦委員会」に提出することとする。

2. 常任理事会は、第1方式による資格認定希望者が一定数に達した時は、その旨を委員会に通知すると共に認定のための予定計画を示さなければならない。通知および連絡を受けた委員会は所定の手続きを経た認定希望者に認定に関する事項を通知すると共に、委員会の長は委員会を招集する。なお、第2方式による資格認定は年1回、第3方式による資格認定は2年に1回行うこととする。

第3方式による認定の場合、「認定カウンセラー推薦委員会」は認定スーパーバイザーから推薦された認定カウンセラーの候補者について必要な資料を収集し検討のうえ、常任理事会に付議して推薦による認定候補者を決定し、その結果を候補者に知らせるとともに、推薦者(認定スーパーバイザー)および資格認定委員会に通知する。資格認定委員会は、候補者から提出された申請書に基づいて審査を行い、認定カウンセラーにふさわしいか否かを判断し常任理事会に報告する。

3. 審査の方法や手続きは、委員会の定める申し合わせによるものとする。

4. 審査料は20,000円、認定料は10,000円とする。

5. 資格審査に合格し所定の費用を納付した者は、本学会「認定カウンセラー名簿」に登

録される。なお登録の期日は、資格審査に合格した翌年の4月1日付とする。

6. 大学院修士課程在学者として、資格審査に合格した場合は、大学院修了を条件として認定証を与える。
7. 「認定カウンセラー」資格認定大学院の申請手続きについては別途定めるものとする。

第5条 本細則の改廃は、本学会常任理事会の承認を得るものとする。

付 則 本細則は1986年5月25日より施行する。

付 則 本細則は1993年4月1日に一部改定。

付 則 本細則は1993年9月19日に一部改定。

付 則 本細則は2000年3月22日に一部改定。

付 則 本細則は2000年8月20日に一部改定。

付 則 本細則は2005年11月7日に一部改定。

2. 本細則第2条2にいう「認定カウンセラー養成カリキュラム（改定版）」は次頁の通りとする。

付 則 本細則は2006年1月16日に一部改定。

付 則 本細則は2006年5月8日に一部改定。

付 則 本細則は2007年1月15日に一部改定。

付 則 本細則は2008年5月12日に一部改定。

付 則 本細則は2009年3月2日に一部改定。